



父が遺言書を残して亡くなりました。

その内容について、沖縄のしきたりに詳しい親戚のおばさんから、「遺言通りにすると成仏できないから、その言葉に従ってはいけない」と強くしかられました。しきたりをないがしるにする気はありませんし、父の遺言にもそむぎたくありません。どうしたらいいのでしょうか？

(那覇市 Tさん)



Tさんは三人姉妹で、男性の兄弟はいない

そうです。今回の質問を少し詳しく紹介すると、遺言書には、「残された娘たちに負担をかけたくないから、自分の法事や、お盆の行事は行わなくていい」「お葬式で使った木の位牌は、墓の中の遺骨のそばに置きなさい」と書かれていたそうです。これに対して、親戚のおばさんから「木の位牌のままで成仏できない」と言われたとのこと。

沖縄では、四十九日まで木の位牌(白木位牌)らしいはい(い)を祭壇に飾り、四十九日には本位牌(トローメー)に取り換えて、仏壇に安置するのが一般的です。お父さまの遺言を最優先したいというTさんの気持ちはよく分かります。ただ、Tさんは「小さくても位牌を作って、法事をしてあげたい」とも思ってい

るそうなので、その悩みは深いと想像します。

「併修」という折衷案

でも、ご安心ください。沖縄には、両者の意見を反映させる「併修(へいしゅう)」という考え方があります。あまり聞きなじみのない言葉かもしれませんが、これは2回(2名)の供養を併せて行うことを指します。例えば、「父の七回忌と母の十三回忌を、同じ日に執り行う」ことや、「お葬式の後の納骨のとき、通常は翌日に行くナーチャミー(翌日の墓参り)を併せて行う」ことなどです。

近年の沖縄では、しきたりに詳しい方々にとって「併修」は、身近な作法として広く知られていますし、私自身も併修の相談を受ける機会は少なくありません。では、Tさんが併修される場合の、具体的な方法を説明しましょう。

現在、お父さまの木の位牌とご遺骨は祭壇に安置されているとのことですが、いずれお墓に納められるでしょう。その際、次のような手順で、2回分の供養をされるのはいかがでしょうか。

供養をします。

②その後、いったんお墓のウナー(御庭)やウジョー(御門)の外に出ます。そして再度、お墓の敷地に入り、①と逆の手順で、ヒラチとウコール石を開けます。

先ほど納めた白木位牌のみを取り出し、位牌を削るなどして、全部、または一部を燃やして灰にします。その灰の半分はお墓のウコー

ルに、もう半分は仏壇のある自宅に持ち帰ります。帰ったらすぐに、仏壇のウコー

ルに灰を3回に分けて入れ、2回目の供養を行います。②については、本来、

日を改めて行うのが沖縄のしきたりですが、いったんお墓の敷地から出ることで、

日を改めたともみならずとされています。

\*\*\*

お気づきかと思いますが、

謝です。

①は、お父さまの遺言の通り。②は、おばさまの意見に従っています。ヒラチの開閉に多少時間を要するなど、少しの間はかかるかもしれませんが、お二人の考えを尊重していることがお分かりいただけると思います。

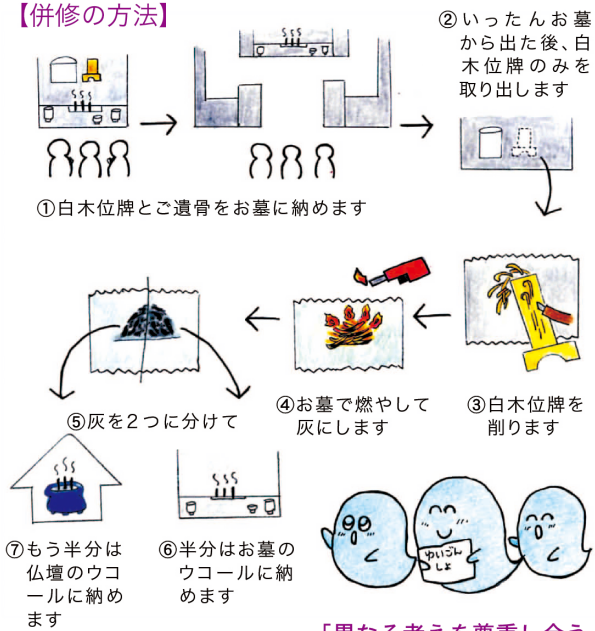
\*\*\*

お父さまの遺言には、「娘たちに負担をかけないように」との思いやりが満ちていると思います。子を思うがゆえの「真(まこと)の遺言」の真意を理解し、感謝の気持ちをもってご供養されると、お父さまもきっと喜ばれることでしょう。法事やお盆などの年中行事も、安心してウサゲてあげてくださいね。

Tさん、私たちのお手本となる、素晴らしいお父さまをお持ちであることに感謝です。

「異なる考えを尊重し合う、いい方法があるんだね〜」

【併修の方法】



イラスト：帰依ひろ子